

枚方市の支援教育

令和4年(2022年)6月版



～「支援学級」及び「通級指導教室」について～



<枚方市における支援教育の基本的な考え方>

- ・枚方市では、すべての子どもたちが、地域でともに育ち合うよう「ともに学び ともに育つ」教育の充実に努めています。
- ・教育委員会は、本人・保護者に対し就学にあたっての十分な情報を提供するとともに、本人・保護者の意見を最大限尊重し、就学先(学びの場)を決めています。

【支援学級】

【対象】

- ・以下に示す障害のある児童・生徒に対し、学習又は生活上の困難を克服するために指導を行う。

(※詳細は裏面に記載)

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者

【内容】

- ・1学級、児童・生徒最大8名で構成されている。
- ・障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「特別の教育課程」を編成し、少人数による指導を行っている。
- ・教科の学習においては、当該学年や下学年の教科の目標や内容、知的障害特別支援学校の教科の内容を目標として設定している。
- ・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を必ず行っている。



【時数】

・原則として、週の授業時数の半分以上を目安

(1日3時間程度を目安)

(4時間授業の場合は1日2時間程度を目安)

【通級指導教室】

【対象】

- ・通常の学級に在籍している児童・生徒で、通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とするもの。

【内容】

- ・障害に応じた特別の指導(自立活動)を行っている。

【時数】

・週に1時間から8時間

【その他】

- ・現在、市内に通級指導教室を
小学校12校(13教室)、中学校2校に設置。



※次年度、全小中学校に通級指導教室を設置予定。

<次年度の在籍について>

- ・変更点を踏まえ、次年度のお子様の在籍について支援学級とするか、通級指導教室とするか、通常の学級のみとするか検討をお願いします。
- ・1学期末の懇談等で次年度の在籍について、学校の先生方とご相談ください。

<問い合わせ先>

枚方市教育委員会事務局

学校教育部 児童生徒支援課

TEL 050-7105-8048(平日 9:00~17:30)

<p style="text-align: center;">【支援学級】 対象となる障害の種類及び程度について<参考></p>	<p style="text-align: center;">【通級指導教室】 対象となる障害の程度について<参考></p>
<p>ア 知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>ア 言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
<p>イ 肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</p>	<p>イ 自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
<p>ウ 病弱者及び身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも</p>	<p>ウ 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
<p>エ 弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも</p>	<p>エ 弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>オ 難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも</p>	<p>オ 難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</p>
<p>カ 言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者で、その程度が著しいもの</p>	<p>カ 学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
<p>キ 自閉症・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>キ 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
<p>※「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成 25 年 10 月 4 日付け文科初第 756 号)より一部抜粋</p>	<p>ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>